

別表 1 (第3条第2項)

加入金徴収基準及び払込みの方法

1 加入金徴収基準

区 分	金 額
一 律	5、000円

2 加入金の払込みの方法

加入金の払込みは理事会の加入承認を得た後、遅滞なく現金にて納入するものとする。